

○ 「えぶな民」使用取扱規程

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、北泉キャラクター「えぶな民」の使用取扱いに関し、必要な事項を定め、もって南相馬市（以下「市」という）の認知度拡大及びイメージ向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「えぶな民」とは、別に定める「えぶな民」使用マニュアルに掲げるものをいう。

(使用申請)

第3条 「えぶな民」を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「えぶな民」使用申請フォームから必要事項を入力し、運営事務局に申請しなければならない。

(使用承認)

第4条 運営事務局は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当しない等を確認し、使用可否を判断するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（市及び市から委託等を受けた事業者を除く。）、商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、1条に規定する目的の実現に特に効果があると認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6) 申請者が、南相馬市暴力団排除条例（平成24年南相馬市条例第23号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等であることが判明した場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から第4号までに規定する風俗営業又はその広告等に利用する場合
- (8) 立体物でその表現が「えぶな民」を忠実に再現していると認められない場合
- (9) 申請された見本、デザインの修正指示に応じない場合
- (10) その他、承認することが不適当であると運営事務局が認めた場合

2 運用事務局は、前項の規定による審査の結果を、申請者に通知する。

(遵守事項)

第5条 前条の規定により「えぶな民」の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「えぶな民」使用マニュアルに従って使用すること。
- (2) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。
- (3) 使用を認められた権利を譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、「えぶな民」の使用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称及び連絡先を明示すること。

- (5) 当該使用に係る使用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。
- (6) 運営事務局から著作権者及び使用承認番号（「©2025 南相馬市 第〇〇〇〇号」又は「©2023, Minamisoma city. 第〇〇〇〇号」）を使用対象物等又は使用対象物等の包装等に表示することと連絡のあった場合は、対象商品に表示すること。
- (7) 運営事務局が行う売上げ調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令を遵守すること。

(承認内容の変更)

第6条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ運営事務局に連絡し、必要な措置をとなければならない。

2 運営事務局は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、結果使用者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第7条 運営事務局は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「えぶな民」の使用承認を取り消し、使用対象物等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) この規程に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 使用の承認の内容と異なる使用を行ったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
- (4) その他「えぶな民」の使用継続が不適当であると認められるとき。

2 運営事務局は、前項の使用承認の取り消しをする場合は、使用者に通知する。

(使用の非独占等)

第8条 この規定による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「えぶな民」を使用する権利を付与するものではない。また、運営事務局は、使用者又は「えぶな民」の使用対象物等に対して、推奨を行わない。

(経費等の負担)

第9条 運営事務局は、この規程による使用承認の申請及び「えぶな民」の使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第10条 運営事務局は、「えぶな民」の使用の承認を行ったことに起因し使用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、第三社に対し全責任を負い、運営事務局に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。

3 使用者は、「えぶな民」の使用に際して故意又は過失により運営事務局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を運営事務局に賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営事務局が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。